

## 住宅性能証明書発行業務手数料

## 一戸建ての住宅

適用する住宅性能		手数料(税込)
①断熱等性能等級	単独申請	49,500
	他制度との同時申請 <sup>※1</sup>	15,400
②一次エネルギー消費量等級 ③高齢者等配慮対策等級	単独申請	66,000
	他制度との同時申請 <sup>※1</sup>	33,000
④耐震等級	単独申請	99,000
	他制度との同時申請 <sup>※2</sup>	51,700
	四号建築物 <sup>※3</sup>	82,500

(単位:円/棟)

変更申請	一次エネルギー消費量等級以外	5,500
------	----------------	-------

(単位:円/棟)

複数の性能を適用する場合の加算額	④耐震等級に①断熱等性能等級を加算	16,500
	④耐震等級に②一次エネルギー消費量等級or ③高齢者等配慮対策等級を加算	33,000

(単位:円/棟)

※1 当社へ他制度(性能評価、長期優良、低炭素、フラット35S)の省エネ基準を満足する申請がされている場合

※2 当社へ他制度(建築確認、性能評価、長期優良、フラット35S)の耐震等級2以上を満足する申請がされている場合

※3 建築基準法第六条各号による四号建築物

上記表に該当しない場合は、別途見積になります。

## 【手数料の徴収方法及び徴収時期】

## 1.徴収方法

手数料の支払いは、現金、口座振込み、又はクレジットカードによるものとする。

(※振込みによる場合は、弊社指定の銀行の口座への振込)

但し、当社が掛売として認めた事業者である場合は、月毎の請求書による振込とする。

## 2.徴収時期

手数料の徴収時期は、現金による場合は原則として受付時とし、振込みによる場合は技術的審査申請のあった日より7日以内に弊社へ振り込むものとする。

但し、当社との合意があった場合は、支払いを交付日まで延長することができる。

また、掛売の場合は、双方合意の事項により定めるものとする。

## 3.減額に関する事項

当社が、合理的と判断する場合、上記手数料を減額することができる。

1) 年間の申請件数が一定数を超える場合

2) 当社が審査を合理的に省略できると判断できる場合

## 4. 取り下げる際の留意事項

やむを得ない事由により、申請を取り下げる場合は、取り下げ届を提出すること。

手数料については、50%返却することとする。(未審査の場合を除く)